

名古屋市告示第251号

名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び
同条第 5号に規定する割合について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）附則第 2条第 4
号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合を次のとおり決定しました。

令和 8年 6月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 附則第 2条第 4号に規定する割合 0.962
- 2 附則第 2条第 5号に規定する割合 0.992

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課